

シンガポール旅行会社向けファムツアー実施に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、宮崎市（以下、本市とする）におけるシンガポールからのインバウンド観光客および本市の宿泊数の増加を目指し、現地の主要旅行会社を対象としたファムツアーを実施するものである。

本ツアーを通じて、本市の観光資源への理解深化と現地旅行会社との関係強化を図り、ファムツアー終了後の具体的な旅行商品の造成および継続的な送客へ繋げることを目的とする。

2. 委託の内容

(1) 業務内容

「業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（水）まで（予定）

(3) 委託料の上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払いとする。

3. スケジュール

- (1) 募 集 開 始 : 令和8年8月5日（水）
- (2) 参加表明書の提出期限 : 令和8年8月14日（金） 17:00
- (3) 質 問 締 切 : 令和8年8月26日（水） 12:00
- (4) 企画書・見積書の提出期限 : 令和8年8月28日（金） 17:00
- (5) 審 査 : 令和8年8月31日（月）
- (6) 結 果 通 知 : 令和8年9月4日（金）

4. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（法人または個人事業主）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5. 参加申込手続き

(1) 提出先

〒880-0811

宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壱番館3F

公益社団法人宮崎市観光協会 スポーツ催事課 萩原（はぎわら）

Mail: hagiwara-f@miyazaki-city.tourism.or.jp

TEL: 0985-20-8658

(2) 提出書類

① 参加申込書（様式第1号）

② 事業者概要（様式第2号）

③ 誓約書（様式第3号）

④ 業務実績（様式第4号）

⑤ 宮崎市税に滞納がないことの証明（発行から3か月以内、写し可）

※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合

(3) 提出方法

担当者宛に電子メールにて提出すること。

(4) 提出期限

令和8年8月14日（金） 17:00

6. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

② 見積書（任意様式）

(2) 提出方法

事務局宛に持参または郵送にて提出すること。

(3) 提出期限

令和8年8月28日（金） 17:00

(4) 提出部数

提出書類①・②については、正本を1部、副本を6部提出すること。なお、副本6部については、会社名や会社を特定される箇所を全て消して作成すること。

7. 選考基準

企画提案競技方式とし、提出された企画提案書の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者を優先受託候補者とする。

8. 契約相手方の決定方法

①事業者の選定

参加者より提出された企画提案書をもとに、審査員が審査項目に従って内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った事業者を選定する。

②選定基準

別表「審査基準」のとおり

③通知方法

審査結果の通知は、令和8年9月4日（金）を予定し、宮崎市観光協会ホームページ

ジにて公開する。尚、審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果については異議、問い合わせは一切認めない。

9. 契約に関する事項

- (1) 受託候補者と当協会の間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いは、精算払いとする。

10. 留意事項

- (1) 提出書類の取り扱いについて
 - ・提出された書類は返却しない。
 - ・提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、当協会の指示があった場合は除く。
- (2) その他
 - ・本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者の負担とする。
 - ・企画提案書及び見積書は、1社につき1提案に限る。
 - ・提案事業者が1社のみであった場合であっても、提案内容の審査をおこない選定の可否を決定する。

11. 問合せ先

〒880-0811

宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壱番館3F

公益社団法人宮崎市観光協会 スポーツ催事課 萩原

Mail: hagiwara-f@miyazaki-city.tourism.or.jp

TEL: 0985-20-8658